

日本共産党を代表して

議案第 37 号 稲沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 41 号 新市建設計画の変更について

議案第 46 号 稲沢市立稲沢東小学校給食棟改築工事（建築）の請負契約締結について

および

議案第 47 号 稲沢市立稲沢東小学校給食棟改築工事（機械設備）の請負契約締結について

に反対の立場から討論をおこないます。

議案第 37 号 稲沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、市民の多くが貧困と格差の中で大変な生活を強いられており、いっそうの負担増を押しつけることを認めることはできません。

国民健康保険税の中の後期高齢者支援金分の賦課限度額を 14 万円から 16 万円に、介護納付金分の賦課限度額を 12 万円から 14 万円に、それぞれ 2 万円引き上げます。その結果、国保の賦課限度額は 77 万円から 81 万円になり、約 530 世帯（525 世帯）、1,720 人（1,715 人）程が国保税の負担が増えることとなります。いまでも重い負担で大変ななかで、いっそうの負担増を押しつけられれば、暮らしが破壊されます。

一方、国民健康保険税の 5 割軽減の対象世帯を単身世帯も対象とし、また 2 割軽減の対象となる所得基準を引き上げるなど、充実します。国保税が低所得者に重い負担になっていることを考えれば、軽減措置の充実は当然の措置で、一步前進であり、評価します。

しかし、国保税は他の保険と比較し高すぎ、生活を破壊する酷保税になっています。国庫負担を抜本的に増やすことを国に強く要求するとともに、市独自の一般会計からの繰り入れを増やす、また剰余金も活用し、高すぎる国保税を引き下げ、市民の暮らしを守ることを強く要求します。

つぎに議案第 41 号 新市建設計画の変更について、反対の立場から討論を行います。

新市建設計画は、1 市 2 町が合併するにあたり、合併協議会が策定した計画です。新市建設計画は、一方で財政が厳しいことを強調して市民の切実な願いを拒否し、他方で公共事業の大盤振る舞いの計画です。

新市建設計画は総事業費 950 億円を上回る計画で、そのうち 490 億円を投資的事業、公共事業が占めています。投資的事業のうち合併特例債を活用した事業が 190 億円を占め、合併特例債を 141 億円発行します。2005 年に合併してからの 8 年間で合併特例債を活用しておこなった事業は 127 億円におよびます。127 億円の中身を見ると、その半分（46%）は道路整備関係分に当てられています。

新市建設計画は、合併を契機に一方で福祉、住民サービスの切り捨て、公共施設の統廃合、職員の削減を強行し、他方で道路整備を中心とした公共事業を推進してきました。このように土木事業中心の計画の延長を認めることはできません。

少子高齢化が進み、人口が減少するといわれています。そうであれば、安心して暮らすことができる稲沢市にするために、福祉、暮らしに予算の使い方を抜本的に改めることを強く要求します。

議案第 46 号 稲沢市立稲沢東小学校給食棟改築工事（建築）の請負契約締結について
および

議案第 47 号 稲沢市立稲沢東小学校給食棟改築工事（機械設備）の請負契約締結について
は関連しているので、一括で反対の理由を述べます。

稲沢東小学校の老朽化した給食棟を改築することは当然で、そのことに反対するものではありません。問題なのは稲沢東小学校の老朽化した給食棟の建て替えに合わせて、稲沢西小学校、下津小学校の給食棟を廃止し、稲沢東小学校で作った給食を稲沢西小学校、下津小学校に搬送する方式に変えることです。市は「親子方式」などといっていますが、これは稲沢市が勝手に言っているだけです。稲沢東小学校にできるのは給食棟改築工事といっていますが、できるのは紛れもなく給食センターそのものです。完成すると、給食センターから3校に給食を搬送することになります。

市長は「公共施設再編に関する考え方」で「食育の大切さ、安全性、災害時の避難所としての機能性などの観点から、学校給食に関しては自校調理方式を市内全域で採用する」としています。敷地の制約から「親子方式」の導入にも言及していますが、「親子方式」はまぎれもなく給食センター方式であり、「公共施設再編に関する考え方」に矛盾していることは明らかです。

稲沢西小学校や下津小学校の給食棟を建てかえるまでの暫定措置であれば止むを得ませんが、恒久化することを認めることはできません。